

規 則

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十六号

養鶏振興法施行細則の一部を改正する規則

養鶏振興法施行細則（昭和三十五年埼玉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 届出人が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第三号中「あひ先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の養鶏振興法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。